

技管第265号

平成16年7月21日

企画部長
総務部長
福祉保健部長
森林環境部長 殿
観光部長
農政部長
出納局長
各地域振興局長

土木部長

適正な下請負施工の確保について

土木部所管の建設工事において、適正な下請負施工に対する確認事務については、平成13年5月2日付け技管1第5-4号「下請負の適正な指導について」にて運用しているところでありますが、この度、下請負施工の更なる適正化の徹底を図るため、「下請負届」及び「施工体制台帳」を請負者が提出する際のチェックシートを別紙のとおり策定し、土木部所管の建設工事では別紙の運用により平成16年9月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用としますので、参考送付します。

なお、請負者側でのチェックシート作成については義務付けを行わず、作成についての協力を依頼することとします。

つきましては、部局内の公共工事所管所属等に対しまして周知をお願い致します。

技術管理室 技術基準担当 電話 055-223-1682

技管第267号

平成16年7月21日

(社)山梨県建設産業団体連合会長
(社)山梨県建設業協会長 殿

山梨県 土木部長

適正な下請負施工の確保について

平素から山梨県の土木行政にご理解・ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、会員の皆様方が山梨県土木部所管発注工事を受注し、工事の一部を下請負に付す場合には、「下請負届」及び「施工体制台帳」を作成・提出していただくこととなっております。

この度、下請負施工の更なる適正化の徹底を図るため、「下請負届」及び「施工体制台帳」を請負者が提出する際のチェックシートを別紙のとおり策定し、土木部所管の建設工事においては別紙の運用により平成16年9月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用としますので、御協力をお願い致します。

つきましては、会員並びに関係団体に対しましての周知も併せてお願い致します。

〒400-8505

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県土木部土木総務課技術管理室

技術基準担当 電話 055-223-1682

下請負届及び施工体制台帳作成時に用いるチェックリストの運用について

目 的

請負者が作成する「下請負届」及び「施工体制台帳」において、作成時のチェックリストを設け、下請負契約が「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等の法令に違反することがないように発注者及び請負者の双方で確認し、適正な下請負施工が確保されることを目的とする。

様 式（チェックリスト）

- ：【下請負届提出時における確認事項】
- ：【別紙 - 1、下請負契約書のチェックリスト】
- ：【別紙 - 2、施工体制台帳作成時のチェックリスト】
- ：【別紙 - 3、再下請負通知書のチェックリスト】

作 成

チェックリストの作成は、請負者が行うこととする。

チェックリストは、入札後に契約事務担当者が契約関係書類と一緒に渡すこととし、文書により請負者に作成についての協力依頼を行い、作成の義務付けは行わない。

監督員は、下請負届及び施工体制台帳の提出時にチェックリストが添付されていない場合には、再度、請負者に作成についての協力を依頼することとする。

下請負届

請負者は、下請負届作成時に【下請負届提出時における確認事項】に基づきチェックを行い、下請負内容に不備がないことを確認し、下請負届と一緒にチェックリストを提出することとする。

下請負契約書の写しについては、【別紙 - 1、下請負契約書のチェックリスト】により下請負契約ごとに確認を行う。

提出を受けた監督員は、チェックリストにより下請負内容を確認し、不備がなければ受理することとする。

施工体制台帳

請負者は、施工体制台帳作成時に【別紙 - 2、施工体制台帳作成時のチェックリスト】に基づきチェックを行い、台帳の内容に不備がないことを確認し、施工体制台帳と一緒にチェックリストを提出することとする。

下請負契約書の写しについては、【別紙 - 1、下請負契約書のチェックリスト】により下請負契約ごとに確認を行う。

再下請負通知書の写しについては、【別紙 - 3、再下請負通知書のチェックリスト】により契約毎にチェックを行う。

提出を受けた監督員は、チェックリストにより施工体制を確認し、不備がなければ受理することとする。

チェックリストの保管

チェックリストは下請負届及び施工体制台帳と一緒に、発注者及び請負者双方で保管しておく。

請負業者の皆様へ

今回契約する建設工事におきまして、工事を下請負に付する場合には、契約約款第7条及び土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-12¹に基づき下請負届により届出していただくこととなっております。

また、1件の下請負契約金額または複数の下請負契約金額の総額が3,000万円（建築工事は4,500万円）以上の場合には、土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-13²に基づき施工体制台帳（施工体系図を含む）を作成し、提出していただくこととなっております。

これらの書類作成時には、今回配布する以下の4様式により、適正な下請負契約となっているかを確認していただき、「下請負届」及び「施工体制台帳」と一緒にチェックリストも提出していただけますようお願い致します。

様式（チェックリスト）

- :【下請負届提出時における確認事項】
- :【別紙 - 1、下請負契約書のチェックリスト】
- :【別紙 - 2、施工体制台帳作成時のチェックリスト】
- :【別紙 - 3、再下請負通知書のチェックリスト】

1 「土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-12」を森林環境部所管工事については「森林環境部建設工事標準仕様書1-1-11」に、農政部所管工事については、「土地改良共通仕様書第1編第1章総則1-1-11」に置き換えてください。

2 「土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-13」を森林環境部所管工事については、「森林環境部建設工事標準仕様書1-1-12」に、農政部所管工事については、「土地改良共通仕様書第1編第1章総則1-1-12」に置き換えてください。

下請負届提出時における確認事項

契約番号：04-0089

請負金額：¥128,625,000

下請負金額(今回)：¥62,370,000

請負業者名：(株)〇〇建設

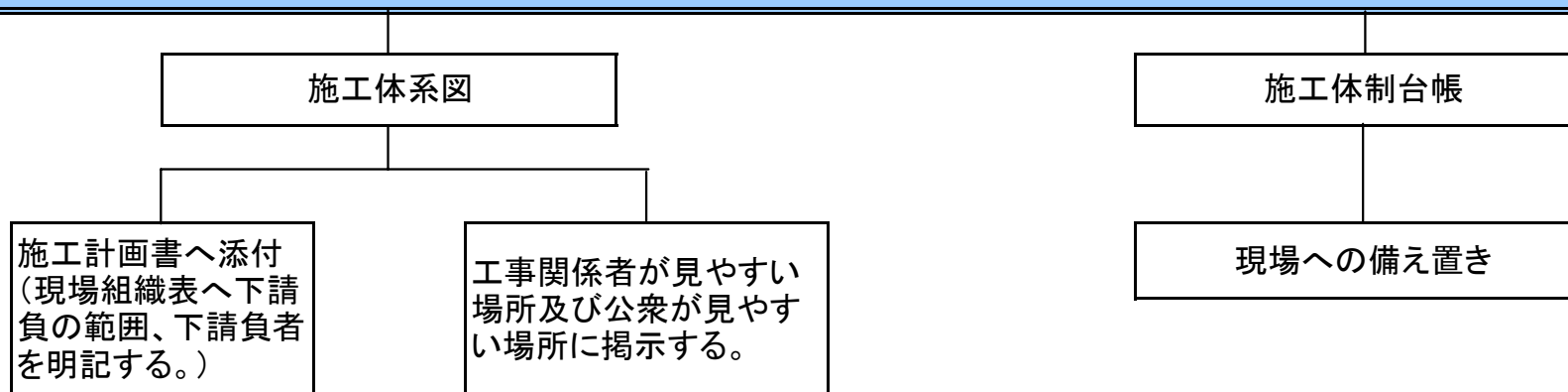
特定・一般の別：特定建設業

下請負金額(累計)：¥62,370,000

- ①下請負業者が指名停止期間中(山梨県)でない。 チェック欄
- ②下請負契約書の写しが全て添付されているか。(別紙-1によりチェック)
- ③1件の契約額が500万円以上(建築工事の場合1,500万円以上、又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事)の場合、
下請負業者が建設業許可業者であり、この場合には、建設業許可証の写しが添付されているか。
- ④建設業の許可が一般建設業許可業者の場合には、1件の下請負契約金額、あるいは複数の下請負金額の総額が
3,000万円(建築工事は4,500万円)未満か。
- ⑤一件の下請負契約金額、あるいは複数の下請負契約額の総額が3,000万円(建築工事の場合4,500万円)以上の場合、
元請業者は特定建設業者であり、元請技術者は監理技術者でなければならず、この場合には、監理技術者資格者証の
写しが添付されているか。

1件の下請負契約金額または複数の下請負契約額の総額が3,000万円(建築工事は4,500万円)以上の場合、施工体制台帳(施工体系図を含む)を作成し、監督員へ提出する。

※ 施工体制台帳の作成については、別紙-2のチェックリストを用いて添付書類等の確認を行う。



【下請負契約書のチェックリスト】

注文者名：(株) 建設 受注者名：(株) 土建

下請負契約に含まれなければならない下記事項等が記載されているか。

建設業法第19条にある契約に含まれなければならない事項

工事内容

請負代金の額

工事着手の時期及び工事完成の時期

請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法

当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更。

工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法

各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

契約に関する紛争の解決方法

支払いの時期及び方法が、下記事項を満たしているか。(建設産業における生産システム合理化指針 第4)

・支払いができる限り現金払いとなっているか。

・労務費相当分が現金払いとなっているか。

・手形払いの場合について、手形期間が120日以内となっているか。

上記3項目について満たすことができない場合の理由： _____

下請負契約書の例

- ・工事下請基本契約書(約款含む) + 個別工事の契約毎の注文請書
- ・建設工事標準下請契約約款

【施工体制台帳作成時のチェックリスト】

◎確認事項(自社(元請)と一次下請負業者との内容について確認)

①施工体制台帳(様式-23)「元請負人に関する事項」が添付されているか。

②施工体制台帳(様式-24)「下請負人に関する事項」が添付されているか。

③施工体系図(様式-25)が添付されているか。

④工事担当技術者台帳(様式-26)が添付されているか。

⑤建設業の許可証の写しが添付されているか。

⑥上記業者の技術者について、技術者資格者証等の写しが添付されているか。

⑦下請負契約書の写しが全て添付されているか。(別紙-1によりチェックを行う。)

自社(元請)名: (株)〇〇建設	下請負契約金額(税込): ¥62,370,000 (以下に記載する金額の計)	特定・一般・許可無し	技術者氏名: 山梨太郎	専任・非専任	資格: 監理技術者
1次下請負業者名1: (株)▽▽土産	下請負契約金額(税込): ¥36,750,000	特定・一般・許可無し	技術者氏名: 土木一郎	専任・非専任	資格: 一級土木施工管理技士
1次下請負業者名2: (株)××工業	下請負契約金額(税込): ¥25,620,000	特定・一般・許可無し	技術者氏名: 総務次郎	専任・非専任	資格: 一級土木施工管理技士
1次下請負業者名3:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名4:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名5:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名6:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名7:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名8:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名9:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名10:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名11:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名12:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名13:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名14:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名15:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名16:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名17:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名18:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:
1次下請負業者名19:	下請負契約金額(税込):	特定・一般・許可無し	技術者氏名:	専任・非専任	資格:

⑧再下請負通知書があるか。 ある場合については、件数毎に別紙-3によりチェックを行う。

【再下請負通知書のチェックリスト】

◎確認事項【該当 1 件目 / 1 件中】

注文者名：(株)▽▽土建
受注者名：◇◇建設(株)

①再下請負通知書の書式により提出されているか。

②注文者は第何次下請業者か？ 第 1 次下請

③建設業の許可証の写しが添付されているか。

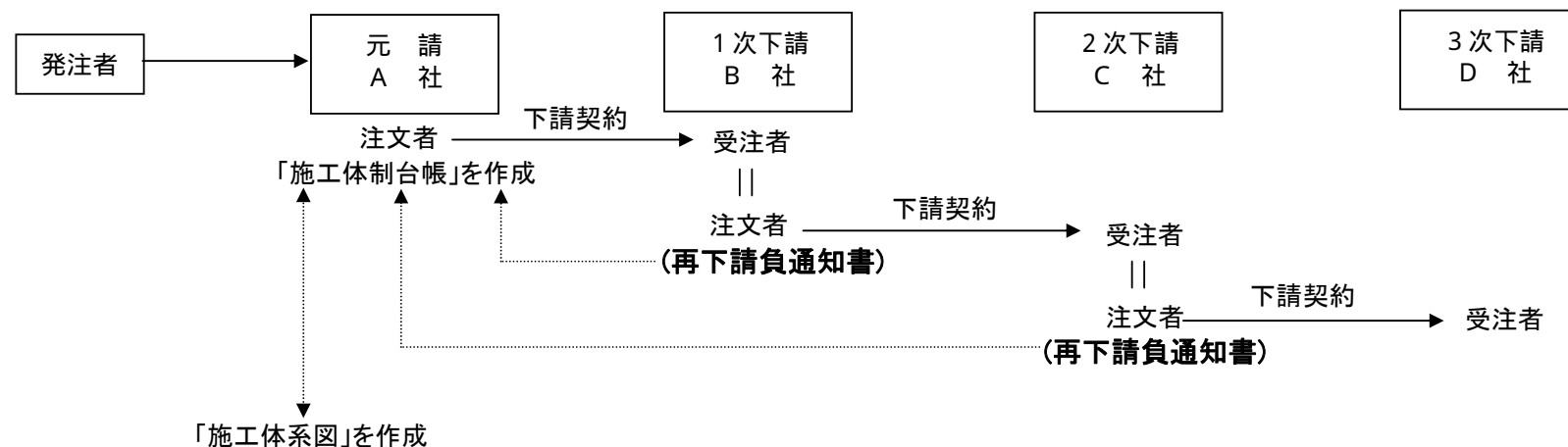
下 請 負 契 約 金 額 : ¥21,000,000
 注 文 者 の 建 設 業 許 可 : 特定建設業
 受 注 者 の 建 設 業 許 可 : 一般建設業

④受注者の技術者について、技術者資格者証等の写しが添付されているか。

主任技術者氏名 技術三郎 資格 実務経験10年以上 専任 非専任

⑤下請負契約書の写しが添付されているか。(別紙-1によりチェックを行う。)

【再下請負通知書等の作成イメージ】



平成 年 月 日

契約担当者 職・氏 名 殿

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名



下 請 負 届

下記のとおり工事の一部を下請に付したので契約書 第 条
によりお届けします。

記

1 契 約 番 号

2 事 業 名

3 工 事 名

4 工 事 場 所

5 下請人の住所

氏名

6 下 請 の 範 囲

7 下 請 理 由

再下請負通知書

別紙 2

再下請負通知人名

(住所)

(許可番号)

1 注文者との契約について

注文者		契約日	平成	年	月	日
工事名						

2 再下請負通知人が請け負わせた建設工事 (第 2、第 3、・・・次下請負工事)

受注者	(名称)	(住所)
	(許可番号)	(施工に必要な許可業種)
工事名		
工事内容		
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	契約日 平成 年 月 日
自社の監督員	(氏名)	(権限)
受注者の現場代理人	(氏名)	(権限)
主任技術者	(氏名)	(資格) 専任・非専任
専門技術者	(氏名)	(資格) (担当工事)

注1 「注文者」とは、第 2、第 3・・・次下請負業者に直接工事を発注した者のことをいう。

注2 「自社の監督員」とは、注文者の監督員をいう。

注3 「受注者の現場代理人」「主任技術者」「専門技術者」は、第 2、第 3・・・次下請負業者の技術者のことであり、この 3 者を 1 者が兼ねる場合もありうる。

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事 業 所 名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者及び 住所	〒		
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人		権限及び意見 申出方法	
監理 技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門 技術者名		専 門 技 術 者	
	資格内容		資格内容
	担 当 工事内容		工事内容

- (記入要領) 1. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
2. 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付けること。
3. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

下請負人に関する事項

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 _____ (☎ _____)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日	契約日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の 許可	工事業	大臣 特定 第 _____ 号 知事 一般	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	工事業	大臣 特定 第 _____ 号 知事 一般	_____ 年 _____ 月 _____ 日

現場代理人	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

- 【主任技術者、専門技術者の記入要領】
- 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任のいづれかに 印を付すこと。〕
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
経験年数による場合
 - 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - その他
資格等による場合
 - 建設業法「技術検定」
 - 建設業法「建築士試験」
 - 技術士法「技術士試験」
 - 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 消防法「消防設備士試験」
 - 職業能力開発促進法「技能検定」

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請負	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内 容	
専門技術者名	
担当工事内 容	

会長	統括安全衛生責任者
副会長	

元方安全衛生管理者
書記

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内 容
工期	年月日～年月日

(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

【注意事項】

添付する写真は、
 縦 3cm
 横 2.5cm
 程度の大きさとし、
 顔が判別できるものとする。

番号は、施工体系図の番号
 とする。

本様式は、2部作成し、
 1部保管し、1部提出する。
 ただし、カラーコピーもしくは
 デジタルカメラ写真を印刷し
 たものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

【下請負契約書とは】

下請負契約には、建設業法第19条により13項目について契約に含めなければならないと定められております。【別紙 - 1 下請負契約書のチェックリスト参照】

元請負人と下請負人とが、年間契約により元請負人が請け負った工事の一部を下請負人に付することがきる「工事下請基本契約」を締結している場合があります。

この場合は、個々の工事について元請負人と下請負人で注文請書を交わした時点で下請負契約が成立するため、「**工事下請基本契約書**」+「**個別工事の注文請書**」にて下請負契約書と見なされます。

建設工事標準下請契約約款にて下請負契約を締結している場合がありますが、標準請負契約約款は、約款について標準的なものを定めたものであり、契約書と呼ばれる部分と条項部分からなります。

「**建設工事標準下請契約約款**」を使用することにより下請負契約書と見なされます。

下請負契約書の書式例を別紙に添付します。

工事下請基本契約書

元請負人 (以下「甲」という。) と
 下請負人 (以下「乙」という。) とは、
 甲と発注者との契約 (以下「元請契約」という。) にかかる工事 (以下「元請工事」という。) を完成するため、元請工事の一部について、添付の工事下請基本契約約款と次の条項とに基づいて請負契約を結ぶ。

第1条 甲が注文し、乙が施工する個々の工事 (以下「個別工事」という。) については、甲が乙に様式第1による注文書 (以下「注文書」という。) を交付し、乙が甲に様式第2による注文請書 (以下「注文請書」という。) を提出した時契約が成立するものとする。

第2条 この工事下請基本契約の存続期間は4月1日に始まり翌年3月31日までの1か年とし、甲及び乙が契約の継続を希望するときは、3月31日をもって更新するものとする。年の途中において契約を結んだ場合も同様とする。ただし、個別工事の工期がこの工事下請基本契約の終了後にわたるときは、当該個別契約の終了までの間この工事下請基本契約は効力を有するものとする。

この工事下請基本契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者が記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 元請負人 住 所

氏 名

(乙) 下請負人 住 所

氏 名

工事下請基本契約約款目次

第1条	(規 則)	1
第2条	(適用範囲)	1
第3条	(個別工事の契約)	1
第4条	(請負代金内訳及び工程表)	1
第5条	(関連工事との調整)	1
第6条	(法令等遵守の義務)	1
第7条	(秘密の保持)	2
第8条	(特許権等)	2
第9条	(安全・衛生の確保など)	2
第10条	(事業内容の報告)	2
第11条	(意見の聴取)	2
第12条	(保 証 人)	3
第13条	(書面主義)	3
第14条	(権利義務の譲渡)	3
第15条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	3
第16条	(関係事項の通知)	3
第17条	(再下請負人の関係事項の通知)	3
第18条	(作業所長)	4
第19条	(現場代理人及び主任技術者)	4
第20条	(工事関係者に関する措置請求)	4
第21条	(工事材料及び工所用機器)	5
第22条	(立 会)	5
第23条	(支給材料及び貸与品)	5
第24条	(設計図書不適合の場合の改造義務)	5
第25条	(条件変更等)	5
第26条	(工事の変更、中止等)	6
第27条	(乙の請求による工期の延長)	6
第28条	(甲の請求による工期の延長)	6
第29条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	6
第30条	(臨機の措置)	7
第31条	(一般的損害)	7
第32条	(第三者に及ぼした損害)	7
第33条	(天災その他の不可抗力による損害)	7
第34条	(完成検査)	7
第35条	(完成前使用)	7
第36条	(請負代金の支払方法及び時期)	8
第37条	(前 金 払)	8
第38条	(部 分 払)	8
第39条	(完成時の支払)	8
第40条	(賃金などの立替払)	8
第41条	(乙の中止権)	9
第42条	(かし担保)	9
第43条	(履行遅滞の場合における損害金)	9
第44条	(甲の解除権)	10
第45条	(“)	10
第46条	(乙の解除権)	11
第47条	(解除に伴う措置)	11
第48条	(紛争の解決)	11
第49条	(“)	11
第50条	(補 則)	11

工事下請基本契約約款

昭和52年11月制定

建設業協会
建設工業経営研究会
建設省計画局建設業課認定

(総則)

第1条 甲と乙は、元請工事を完成するため、元請工事の一部について、注文書、注文請書に定めるもののほか、この工事下請基本契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）及び甲の定める見積要綱にしたがいおのおの対等の立場にたって誠実に契約を履行する。

(適用範囲)

第2条 甲が注文し、乙が施行する個別工事の契約について、注文書、注文請書、設計図書及び見積要綱に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

(個別工事の契約)

第3条 乙は、個別工事について設計図書及び見積要綱に基づいてあらかじめ見積書を提出する。

甲は、見積書を審査のうえ注文書を発行し、乙は、これに対し注文請書を提出する。

(2) 前項による甲の注文に対し、乙においてこれを引受ける意志のないときは、乙は、その旨をすみやかに甲に通知する。

(3) 第1項の設計図書は、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成するなどこれが不用となったときは、すみやかに甲に返納する。

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出する。

(関連工事との調節)

第5条 甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調節を図り、乙はその指示に従う。

(2) 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

(法令等遵守の義務)

第6条 甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

(2) 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い乙はこれに従う。

(秘密の保持)

第 7 条 乙は、個別工事について、発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、個別工事の完成後であっても他に漏すことはしない。乙は、その被用者（作業員を含む。以下同じ。）及び乙の下請負人又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

（特許権等）

第 8 条 乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するものについてはこの限りではない。

(2) 乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は甲と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させない。

（安全・衛生の確保など）

第 9 条 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

(2) 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

(3) 乙はその被用者又は乙の下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として保証引受の責を負う。

なお、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱については、注文書、注文請書において次のいずれによるかを定めるものとする。

(i) 甲が加入する労災保険による。ただし、乙若しくはその被用者又は乙の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。

(ii) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする許可を受けた場合は、乙が加入する労災保険による。

（事業内容の報告）

第 10 条 甲又は乙は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

（意見の聴取）

第 11 条 甲は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当たって、あらかじめ乙の意見を聴取する。

（保証人）

第 12 条 保証人は、当事者の債務の不履行により生ずる金銭債務について当事者と連帯して保証の責を負う。

(書面主義)

第 13 条 この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。

(権利義務の譲渡)

第 14 条 甲又は乙は、この契約及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 15 条 乙は、一括して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(関係事項の通知)

第 16 条 乙は、甲に対して個別工事に関し、次の各号に掲げる事項を個別契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 建設業の許可業種及び番号
- 二 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
- 三 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
- 四 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
- 五 工事現場において使用する一日あたり平均作業員数
- 六 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 七 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

(2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(再下請負人の関係事項の通知)

第 17 条 乙が個別工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)

- 二 建設業の許可業種及び番号
 - 三 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
 - 四 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
 - 五 その他施工上法律でおくことを義務づけられてた有資格者などの氏名
 - 六 工事の種類及び内容
 - 七 工 期
 - 八 受任者又は請負人が工事現場において使用する一日当たりの平均作業員数
 - 九 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
 - 十 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項
- (2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(作業所長)

- 第 18 条 甲は、自己に代って工事現場を総括し、乙を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長をおくときは、その氏名を乙に通知する。
- (2) 乙がこの約款に基づく指示、検査、立会、承認などを求めたときは、作業所長はすみやかにこれに応ずる。
- (3) 作業所長は、この約款に基づく検査、立会などのため、現場監督員をおくときは、その氏名及び権限を乙に通知する。

(現場代理人及び主任技術者)

- 第 19 条 現場代理人は、乙に代って工事現場いっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。
- (2) 主任技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。
- (3) 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第 20 条 甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不相当と認められたものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- (2) 乙は、作業所長、現場監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

- (3) 甲又は乙は、前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手に通知する。

(工事材料及び工事中用機器)

第21条 乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事中用機器について適当でないと認めたものがあるときは、乙に対して、その交換を求めることができる。

- (2) 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事中用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。

- (3) 第1項による不合格工事材料又は適当でないと認めた工事中用機器は、作業所長の指図によって、乙がこれを引き取る。

- (4) 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指示による。

(立 会)

第22条 乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることでできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求める。

(支給材料及び貸与品)

第23条 甲の支給材料又は貸与品は、あらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

- (2) 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とする。

- (3) 乙は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用又は保管の責を負う。

- (4) 乙は、支給材料(有償支給材料を除く。)が不用となったとき又は貸与品が使用済みとなったときは、すみやかにこれを甲に返却する。

(設計図書不相当の場合の改造義務)

第24条 乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

(条件変更等)

第25条 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
- 二 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図

書に誤謬又は脱漏があることを含む。)

三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること

四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

(2) 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。

(3) 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

(工事の変更、中止等)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

(乙の請求による工期の延長)

第27条 乙は、天候の不良などその責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

(2) 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(甲の請求による工期の変更等)

第28条 甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

(2) この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

(3) 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第29条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(2) 甲と発注者との間の請負契約において、当該個別工事を含む元請工事の部分について、

賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。

(臨機の措置)

第 30 条 乙は、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

(2) 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第 31 条 第34条(完成検査)による完成検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 32 条 施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りではない。

(2) 前項の場合その他施工について代三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たる。

(天災その他不可抗力による損害)

第 33 条 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲がこれを負担するものとし、その負担額については取片づけに要する費用とともに、甲乙協議して定める。

(完成検査)

第 34 条 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

(2) 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。

(完成前使用)

第 35 条 甲は、工事の完成前においても乙の工事目的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

(2) 前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

(請負代金の支払い方法及び時期)

第 36 条 個別工事の請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

(2) 甲又は乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期又は支払方法の変更を求めることができる。

(3) 前項の場合において、甲又は乙は、相手方のこうむった損害の負担について協議して定める。

(前金払)

第 37 条 乙は、注文書、注文請書に定めるところにより、甲に対して、前払金を請求することができる。

(部分払)

第 38 条 乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

(2) 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

(3) 前払金の支払を受けている場合において、第 1 項の請求額は次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第 1 項による金額} \times \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{\text{請負代金額}}$$

(4) 第 2 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

(完成時の支払)

第 39 条 乙は、個別工事が第 34 条（完成検査）の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡しを要する個別工事にあつては引渡しの時とする。

(2) 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

(賃金などの立替払)

第 40 条 乙又は乙の下請負人が賃金、材料代金などの支払を遅滞し、乙に対しその支払を催告してもなお支払わないときは、甲は、乙の作業員、材料商などからの書面による申し出によ

り、これを立替え支払うことができる。ただし、原則として事前に乙から事情を聴取する。

- (2) 甲は、前項の規定によって、乙の下請負人の不払によるものを立替え支払ったときは、これを乙に対する立替金として処理することができる。

(乙の中止権)

第 41 条 次の各号の一にあたる時は、乙は工事を中止することができる。

- (i) 甲が、前払金、部分払を遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき
- (ii) 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき
- (2) 甲は、前項の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工事中用機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

(かし担保)

第 42 条 注文書、注文請書にかし担保期間を定めた場合は、甲は、工事目的物のかしについて、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつその修補に過分に費用を要するとき及びかし担保期間を経過したときは、甲は、修補を請求することができない。

- (2) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することができる期間は、個別工事の元請契約におけるかし担保期間とする。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、当該請求をすることができる期間はかし担保期間経過後5年とする。
- (3) 工事内容物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に限り第1項の権利を行使することができる。
- (4) 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示などにより生じたものであるときは、これを適用しない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 43 条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

- (2) 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額につき、遅滞日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額とする。

- (3) 甲の責に帰すべき理由により、第37条（前金払）、第38条（部分払）、第39条（完成時の支払）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 44 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、個別契約を解除することができる。

- 一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
 - 二 その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により個別契約の目的を達することができないと認められるとき
 - 四 第46条（乙の解除権）第1項の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき
- (2) 甲は、前項の規定により個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。
- (3) 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を乙に支払う。
- (4) 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額（第38条（部分払）規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。
- (5) 甲は、第1項の規定により個別契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第 45 条 甲は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、個別契約を解除することができる。

- (2) 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。
- (3) 甲は、第1項の規定により個別契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第 46 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、個別契約を解除することができる。

- 一 第26条（工事の変更、中止等）の規定により工事内容を変更したため請負代金額が $6/10$ 以上減少したとき
- 二 第41条（乙の中止権）第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の $1/2$ （工期の $1/2$ が6か月を越えるときは6か月）を、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の $1/4$ （工期の $1/4$ が3か月を越えるときは3か月）を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- 三 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき
- 四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

(2) 第44条（甲の解除権）第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約が解除された場合に準用する。ただし、第44条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

(3) 乙は、第1項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第 47 条 個別契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。

(2) 前項の処置がおくれているとき、催告しても、正当な理由なくなお行われなときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

(紛争の解決)

第 48 条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

第 49 条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第 50 条 契約書ならびにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。

注文書・注文請書・注文書（控）

[3 枚 複 写 式]

使用上の注意

1. 注文書、注文請書、注文書（控）の3枚1組となっていますので、3枚が同時に作成できます。
2. 注文請書のみ収入印紙をはって下さい。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」をこの注文書・注文請書では「建設リサイクル法」と略称します。
4. 金額欄の工事価格には解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用がある場合にはその費用を含みます。

◎ 注 文 書 記 載 例

コード番号	101	見積番号	15	金 額		支 払 条 件				
注 文 内 容				10500000 円		前金払	円	部分払	出来高・納入額	90%
件名	〇〇ビル新築工事のうち △△工事一式			うち取引に係る消費税及び 地方消費税を除く額 10000000		部分払 完成払	現金 50%、手形 50%（サイト 90日）			
場所				取引に係る消費税及び 地方消費税額 500000		履行遅滞の 遅延利息(注)	年 8.25% 14.6%	過払の 返還利息	年	8.25%
建設リサイクル法の対象建設工事に該当の有無				<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない 該当する場合は別紙（Ⅰ～Ⅲ）に記入する		運 送	労 災 保 険		かし担保	
工 期 納 期				請求締切	支 払	受注者 負 担	注文者 負 担	受注者 加 入	注文者 加 入	期 間
至急・即納	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 14・6・5 ~ 14・6・20			毎月25日	翌月5日	○			○	平成 年 月 日まで

(注) 特定建設業者でない個人又は資本の額が建設業法施行令第7条の2に定める金額未満の業者との契約の完成払においては、完成検査に合格した日又は引渡しの日から起算して50日を経過した日からの率は14.6%とする。〔建設業法第24条の5第4項〕

注 文 書

様式第 1

平成 年 月 日

(下請負人)	
住 所	
氏 名	御中

(元請負人)

住 所

氏 名



下記のとおり注文いたしますから、お引受の際は別紙注文請書をご提出下さい。なお、注文内容内訳はお見積書のとおりです。

下請負契約の場合、この注文書に記載のない条件については、工事下請（基本）契約約款の定めによります。ただし、立替払などがあるときは、工事支払金と相殺することがあります。なお、金額欄の工事価格には解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用がある場合にはその費用を含みます。

物品の売買契約の場合は、裏面記載のとおりです。

担当者印	
------	--

コード番号	見積番号	金 額	支 払 条 件			
注 文 内 容		円	前金払	円	部分払	出来高・納入額の %
件 名		うち 取引に係る消費税及び 地方消費税を除く額	部分払 完成払	現金 %、手形 % (サイト 日)		
場 所		取引に係る消費税及び 地方消費税額	履行遅滞の 遅延利息(注)	年 8.25% 14.6%	過 払 の 返還利息	年 8.25%
建設リサイクル法の対象建設工事に該当の有無		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <small>該当する場合は別紙(Ⅰ～Ⅲ)に記入する</small>	運 送	労 災 保 険		か し 担 保
工 期 納 期		請 求 締 切	支 払	受 注 者 負 担	注 文 者 負 担	受 注 者 加 入
至急・即納	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	毎 月 日	翌 月 日	注 文 者 加 入	期 間 平成 年 月 日まで	

(注) 特定建設業者でない個人又は資本の額が建設業法施行令第7条の2に定める金額未満の業者との契約の完成払においては、完成検査に合格した日又は引渡しの日から起算して50日を経過した日からの率は14.6%とする。〔建設業法第24条の5第4項〕

物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 現品使用場所に到着の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸掛費は全額貴方にて負担願います。
2. 指定納期に遅延、注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため当方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を申し受けます。又、事情により解約することもあります。
3. 代金請求書、出荷案内書（納品書、送り状等を含む）には必ず注文内訳Noを明記し、代金請求書は使用場所ごとに作成して下さい。
4. 代金は当方において着荷を確認し、代金請求書の到着したものに對し当社指定日に支払います。

注 文 請 書

様式第 2

平成 年 月 日

(下請負人)	
住 所	
氏 名	印

取引に係る消費税
及び地方消費税額
を除く額に相当す
る収入印紙をはる。
詳細は裏面参照

(元請負人)

住 所

氏 名 _____ 御中

貴注文を下記条項承諾のうえお受けします。ただし、金額欄の工事価格には解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用がある場合にはその費用を含みます。

なお、この契約の履行に当たっては、工事下請（基本）契約約款、裏面記載の物品の売買契約条件を遵守します。

担当者印	
------	--

コード番号	見積番号	金 額	支 払 条 件			
注 文 内 容		円	前金払		部分払	出来高・納入額の %
件 名		うち 取引に係る消費税及び 地方消費税を除く額	部分払 完成払	現金 %、手形 % (サイト 日)		
場 所		取引に係る消費税及び 地方消費税額	履行遅滞の 遅延利息(注)	年 8.25% 14.6%	過 払 の 返 還 利 息	年 8.25%
建設リサイクル法の対象建設工事に該当の有無		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない 該当する場合は別紙（Ⅰ～Ⅲ）に記入する	運 送	労 災 保 険		か し 担 保
工 期 納 期		請求締切	支 払	受 注 者 負 担	注 文 者 負 担	受 注 者 加 入
至急・即納	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	毎月 日	翌月 日	注 文 者 加 入	注 文 者 加 入	期 間 平成 年 月 日まで

(注) 特定建設業者でない個人又は資本の額が建設業法施行令第7条の2に定める金額未満の業者との契約の完成払においては、完成検査に合格した日又は引渡しの日から起算して50日を経過した日からの率は14.6%とする。〔建設業法第24条の5第4項〕

物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 現品使用場所に到着の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸掛費は全額当方にて負担致します。
2. 御指定納期に遅延、御注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため貴方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を致します。場合により御解約になっても差支えありません。
3. 出荷及び代金請求に関しては、御指示の事項を遵守致します。
4. 代金は請求書を受理されたものに対し、貴社指定日にお支払い願います。

「取引に係る消費税及び地方消費税額を除く額」に応じ下記の金額の収入印紙をはる。

百万円以下	2百円	1億円	4万5千円
2百万円	4百円	5億円	8万円
3百万円	1千円	10億円	18万円
5百万円	2千円	50億円	36万円
1千万円	1万円	50億円超	54万円
5千万円	1万円5千円		

注 文 書 (控)

様式第 1

平成 年 月 日

(下請負人)	
住 所	御中
氏 名	御中

(元請負人)

住 所

氏 名

下記のとおり注文いたしますから、お引受の際は別紙注文請書をご提出下さい。なお、注文内容内訳はお見積書のとおりです。

下請負契約の場合、この注文書に記載のない条件については、工事下請（基本）契約約款の定めによります。ただし、立替払などがあるときは、工事支払金と相殺することがあります。なお、金額欄の工事価格には解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用がある場合にはその費用を含みます。

物品の売買契約の場合は、裏面記載のとおりです。

担当者印	
------	--

コード番号	見積番号	金 額	支 払 条 件			
注 文 内 容		円	前金払	円	部分払	出来高・納入額の %
件 名		うち 取引に係る消費税及び 地方消費税を除く額	部分払 完成払	現金 %、手形 % (サイト 日)		
場 所		取引に係る消費税及び 地方消費税額	履行遅滞の 遅延利息(注)	年 8.25% 14.6%	過 払 の 返 還 利 息	年 8.25%
建設リサイクル法の対象建設工事に該当の有無		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <small>該当する場合は別紙（Ⅰ～Ⅲ）に記入する</small>	運 送	労 災 保 険		か し 担 保
工 期 納 期		請 求 締 切	受 注 者 負 担	注 文 者 負 担	受 注 者 加 入	注 文 者 加 入
至急・即納	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	毎 月 日	翌 月 日			平 成 年 月 日まで

(注) 特定建設業者でない個人又は資本の額が建設業法施行令第7条の2に定める金額未満の業者との契約の完成払においては、完成検査に合格した日又は引渡しの日から起算して50日を経過した日からの率は14.6%とする。〔建設業法第24条の5第4項〕

建設工事標準下請契約約款

(昭和52年4月26日中央建設業審議会)

改正 平成 元年 1月24日
平成 9年 1月21日
平成12年10月 2日
平成13年 3月 1日
平成14年 2月12日
平成15年 2月10日

- 注1 この約款は、第一次下請段階における標準的な工事請負契約を念頭において、下請段階における請負契約の標準的約款として作成されたものである。
- 注2 個々の契約にあたっては、建設工事の種類、規模等に応じ契約の慣行又は施工の実態からみて必要があるときは、当該条項を削除し、又は変更するものとする。この場合において、契約における当事者の対等性の確保、責任範囲その他契約内容の明確化に留意すること。

建設工事下請契約書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 着工 平成 年 月 日
完成 平成 年 月 日

4 請負代金額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
(()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。)

5 請負代金の支払の時期及び方法

支払時期(額)

(1) 前金払 契約締結後 日以内に 現金・手形の別又は割合
万円

(2) 部分払 ○月 日締切 現金・手形 = ○・○
翌月 日支払

(3) 引渡し時 請求後 日以内 手形期間 日
の支払

注 労務費に見合う額については、原則として現金払とすること。

(2)部分払の○には毎、隔等を記入する。

6 その他

注 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

発注者○○による○○工事のうち、上記の工事について、当事者は、おのおの対等な立場における合意に基づき、別添の条項によつてこの請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行する。この契約の証として、本書○通を作り、当事者(及び保証人)記名押印して、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

元請負人 住所 氏名

(金銭保証人 ")

下請負人 "

金銭保証人 "

工事完成保証人 "

注 ()は金銭保証人、工事完成保証人を立てる場合に使用する。

(総則)

第一条 元請負人(以下「甲」という。)及び下請負人(以下「乙」という。)は、契約書記載の工事(以下「この工事」という。)の請負契約(以下「この契約」という。)を、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を、「設計図書」という。)に従い、履行する。

(請負代金内訳書及び工程表)

第二条 乙は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出して、その承認を受ける。

(法令等遵守の義務)

第三条 甲及び乙は、工事の施行にあたり建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

2 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う。

3 労働災害補償保険の加入は○が行う。

注 ○は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づく加入の 実情に合わせて記入する。

(関連工事との調整)

第四条 甲は、この工事を含む元請工事(甲と注文者との間の請負契約による工事をいう。)を円滑に完成するため関連工事(元請工事のうちこの工事の施行上関連のある工事をいう。)との調整を図り、必要がある場合は、乙に対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止したときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更できる。

2 乙は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

(契約保証人)

第五条 (A) 金銭保証人は、当事者の債務の不履行により生ずる損害金の支払を行う。

注 (A)は金銭保証人を立てる場合に使用する。

第五条 (B) 工事完成保証人は、乙が工事を完成することができない場合に、乙に代わつて自ら工事を完成する。

注 (B)は工事完成保証人を立てる場合に使用する。

(書面主義)

第六条 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。

(権利義務の譲渡)

第七条 甲又は乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

注 ただし書の適用については、たとえば、乙が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(乙が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。

2 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第八条 乙は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(関係事項の通知)

第九条 乙は、甲に対して、この工事に関し、次の各号に掲げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもつて通知する。

- 一 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 二 雇用管理責任者の氏名
- 三 安全管理者の氏名
- 四 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 五 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

六 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

- 2 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく書面をもつてその旨を通知する。

(下請負人の関係事項の通知)

第十条 乙がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によつて行われるときは、次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもつて通知する。

- 一 受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)
- 二 建設業の許可番号
- 三 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 四 雇用管理責任者の氏名
- 五 安全管理者の氏名
- 六 工事の種類及び内容
- 七 工期
- 八 受任者又は請負人が工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 九 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 十 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

- 2 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく書面をもつてその旨を通知する。

(監督員)

第十一条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもつてその氏名を乙に通知する。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

- 3 甲は、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもつて乙に通知する。

- 4 甲が第一項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、甲が行う。

(現場代理人及び主任技術者)

第十二条 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行うほか、この約款に基づく乙の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使する。ただし、現場代理人の権限については、乙が特別に委任し又は制限したときは、甲の承諾を要する。

- 2 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。

- 3 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第十三条 甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもつて、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面をもつて、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 3 甲又は乙は、前二項の規定による請求があつたときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料の品質及び検査)

第十四条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、工事材料については、使用前に監督員の検査に合格したものを使用する。

- 3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出しない。

- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。

6 第二項から第五項の規定は、建設機械器具についても準用する。

(監督員の立会及び工事記録の整備)

第十五条 乙は、調査を要する工事材料については、監督員の立会を受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 乙は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することのできない工事については、監督員の立会を受けて施工する。

3 監督員は乙から前二項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

4 乙は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貸与品)

第十六条 甲から乙への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所、引渡時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。

2 工程の変更により引渡時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議してこれを変更する。この場合において必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。

3 監督員は、支給材料及び貸与品を、乙の立会のうえ検査して引き渡す。この場合において、乙は、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとして認めるときは遅滞なくその旨を書面をもって甲又は監督員に通知する。

4 甲は、乙から前項後段の規定による通知(監督員に対する通知を含む。)を受けた場合において、必要があると認めるときは設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して、工期又は請負代金額を変更する。

5 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、乙の故意又は過失によつて支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、甲の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。

6 乙は、支給材料又は貸与品の引渡を受けた後第三項の検査により発見することが困難であつた隠れたかきがあり、使用に適当でないとして認められるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第四項の規定を準用する。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第十七条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が監督員の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲が負担する。この場合において必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

(条件変更等)

第十八条 乙は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと

二 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)

三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること

四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。)を書面をもって乙に通知する。

3 第一項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

(工事の変更、中止等)

第十九条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

- 2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において必要があると認められるときは、甲乙協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 甲は、前二項の場合において、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し又は作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の請求による工期の延長)

第二十条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもつて工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

- 2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(甲の請求による工期の短縮等)

第二十一条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもつて工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して定める。

- 2 この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。
- 3 前二項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十二条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

- 2 甲と注文者との間の請負契約において、この工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

(臨機の措置)

第二十三条 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

- 2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第二十四条 工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十五条 この工事の施工についての第三者(この工事に係る他の工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

- 2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

(天災その他不可抗力による損害)

第二十六条 天災その他不可抗力によつて、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具(いずれも甲が確認したものに限る。)に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠つたことに基づく部分を除き、甲がこれを負担する。

- 2 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

一 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 三 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 3 第一項の規定により、甲が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。
- 4 天災その他の不可抗力によつて生じた損害の取片づけに要する費用は、甲がこれを負担する。この場合における負担額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第二十七条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもつて甲に通知する。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく乙の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、甲は当該検査の結果を書面をもつて乙に通知する。
- 3 甲は、前項の検査によつて工事の完成を確認した後、乙が書面をもつて引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、乙は、直ちにその引渡しをする。
- 5 乙は、工事が第二項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。この場合においては修補の完了を工事の完成とみなして前四項の規定を適用する。
- 6 乙が第三項の引渡しを申し出たにもかかわらず甲が受けないときは、引渡しまでに要する費用は甲が負担する。

(部分使用)

第二十八条 甲は、前条第三項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用する。
- 3 甲は、第一項の規定による使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(部分引渡し)

第二十九条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第二十七条(検査及び引渡し)中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第三十三条(引渡し時の支払)中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第三十条 この契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については契約書の定めるところによる。

- 2 甲は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には乙の同意を得て請負代金支払の時期又は支払方法を変更することができる。
- 3 前項の場合において甲は乙が負担した費用又は乙がこうむつた損害を賠償する。

(前金払)

第三十一条 乙は、契約書の定めるところにより甲に対して請負代金についての前払を請求することができる。

(部分払)

第三十二条 乙は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料(及び製造工事等にある工場製品)(監督員の検査に合格したものに限る。)に相応する請負代金相当額の十分の〇以内の額について、契約書の定めるところにより、その部分払を請求することができる。

- 2 乙は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料(又は製造工場等にある工場製品)の確認を求める。この場合において、甲は、その確認を行い、その結果を乙に通知する。
- 3 甲は、第一項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより部分払を行う。
- 4 前払金の支払を受けている場合においては、第一項の請求額は次の式によつて算出する。

請求額 = 第1項の請負代金相当額 × ((請負代金額 - 受領済前払金額) / 請負代金額) × (○ / 10)

- 5 第三項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び第四項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とする。

注 部分払の対象とすべき工場製品がないときは()の部分削除する。(第二項についても同じ。) ○は九以上の数字を記入する。(第四項についても同じ。)

(引渡し時の支払)

第三十三条 乙は、第二十七条(検査及び引渡し)第二項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもつて請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより、請負代金を支払う。

(部分払金等の不払に対する乙の工事中止)

第三十四条 乙は、甲が前払金又は部分払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもつてその旨を甲に通知する。

- 2 第十九条(工事の変更、中止等)第三項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。

(かし担保)

第三十五条(a) 工事目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

注 (a)又は(b)を選択して使用する。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することができる期間は、第二十七条(検査及び引渡し)第三項(第二十九条(部分引渡し)において準用する場合を含む。)の規定による引渡を受けた日から○年以内とする。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失によつて生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は○年とする。

注 ○の部分には原則として元請契約におけるかし担保責任の期限に相応する数字を記入する。

- 3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第八十七条第一項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第六条第一項及び第二項に定める部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、十年とする。
- 4 工事目的物が第一項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、第二項又は第三項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以内に限り第一項の権利を行使することができる。
- 5 第一項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。

第三十五条(b) 工事目的物にかしがあり、そのかしが乙の責に帰すべき理由により、生じたものであるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補(工事目的物の範囲に限る。)を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償(工事目的物の範囲に限る。)を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

注 (a)又は(b)を選択して使用する。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することができる期間は、第二十七条(検査及び引渡し)第三項(第二十九条(部分引渡し)において準用する場合を含む。)の規定による引渡を受けた日から○年以内とする。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失によつて生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は○年とする。

注 ○の部分に原則として元請契約におけるかし担保責任の期限に相応する数字を記入する。

- 3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第八十七条第一項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第六条第一項及び第二項に定める部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、十年とする。
- 4 工事目的物が第一項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、第二項又は第三項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以内に限り第一項の権利を行使することができる。

(履行遅滞の場合における損害金)

第三十六条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、第三十一条(前払金)、第三十二条(部分払)第三項又は第三十三条(引渡し時の支払)第二項(第二十九条(部分引渡し)において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、第三十一条の規定による請負代金にあつては年〇パーセント、第三十二条第三項又は第三十三条第二項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金にあつては年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第三十七条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
 - 二 その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
 - 四 第三十九条(乙の解除権)第一項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。
 - 3 甲は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を乙に支払う。
 - 4 前項の場合において、第三十一条(前払金)の規定による前払金があつたときは、その前払金の額(第三十二条(部分払)の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。
 - 5 甲は、第一項の規定により契約を解除した場合において、乙に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第三十八条 甲は、工事が完成しない間は、前条第一項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第四項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。
- 3 甲は、第一項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第三十九条 乙は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、契約を解除することができる。

- 一 第十九条(工事の変更、中止等)第一項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が十分の〇以上減少したとき
- 注** 〇の部分には、たとえば、六と記入する。
- 二 第十九条第一項の規定による工事の施工の中止期間の〇を超えたとき、ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- 注** ただし書き以外の部分の〇には、たとえば工期の二分の一の期間又は六カ月のいずれか短い期間を、ただし書きの〇には、たとえば三と記入する。
- 三 甲が契約に違反し、その違反によつて工事を完成することが困難となつたとき
 - 四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなつたとき
- 2 第三十七条(甲の解除権)第二項から第四項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第三十七条第四項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。
 - 3 乙は、第一項の規定により、契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第四十条 契約が解除された場合においては、両当事者は前三条によるほか、相手方を原状に回復する。

(紛争の解決)

第四十一条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあつせん又は調停により解決を図る。

第四十二条 甲又は乙は、前条のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第四十三条 この約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求及び申出は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第四十四条 契約書ならびにこの約款に定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。

(別添)

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工事名

工事場所

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び請負者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第二十五条の九第一項又は第二項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

平成 年 月 日

発注者

印

請負者

印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、建設省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が建設大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、公示催告及び仲裁手続二関スル法律の規定が適用される。